

取手市社会福祉協議会

第三次発展・強化計画

(令和3年度～令和7年度)

「市民ひとりひとりが、その人らしく地域で安心してくらせる福祉のまちづくり」



令和3年3月
社会福祉法人取手市社会福祉協議会

はじめに

人口減少、少子化、高齢社会の進展に伴い、価値観や生活スタイルも多様化し、家族の在り方や働き方も変わり、地域における福祉ニーズや福祉課題も、子どもの貧困、ひきこもり、認知症対策、ダブルケア、8050問題等、これまでになく多様化し、複合的になっております。

現在、国の施策に基づき、子ども、高齢者、障がい者など全ての人々が地域の中で暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる「地域共生社会」の実現に向け、住民が主体的に地域課題を把握して解決していく体制づくり、多種多様な専門機関が縦割りではなく包括的に協働できるような相談支援体制の構築が進められております。

こうした社会の変化と新たな要請に応え、地域住民とともに福祉のまちづくりを進めるため、本会の果たすべき使命や経営理念を明確にし、その実現に向けた組織、事業、財務等に関する具体的な取り組みを示すため、取手市社会福祉協議会第三次発展・強化計画を策定しました。この計画は、取手市地域福祉計画及び取手市地域福祉活動計画と一体的に策定しており、地域福祉の大きな推進力となるよう取り組んでまいります。

職員一人ひとりが使命感を持ち、求められる役割を最大限発揮し、本会の使命である「市民ひとりひとりが、その人らしく地域で安心してくらせる福祉のまちづくり」の実現に向けて、行政や地域住民、関係機関と手を携え、地域福祉の推進には欠かせない存在となるよう経営や組織基盤の強化に努めてまいります。

令和3年3月

社会福祉法人取手市社会福祉協議会
会 長 内 藤 義 彦

目 次

1	計画の概要	
	■ 発展・強化計画とは	1
	■ 発展・強化計画の位置づけ	1
	■ 計画の期間	1
2	第二次計画の取り組み状況及び評価	
	■ 取り組み状況について	3
	■ 評価について	3
	■ 第三次計画に向けて	5
3	計画の体系	
	■ 計画の構成	5
	■ 使命	5
	■ 理念	7
	■ 目指す方向性（ビジョン）	7
	■ 第三次計画の体系図	9
4	具体的な取り組み	
	■ 経営戦略及び実施項目	1 1
5	計画の推進	
	■ 計画の進行管理	1 7

1 計画の概要

■ 発展・強化計画とは

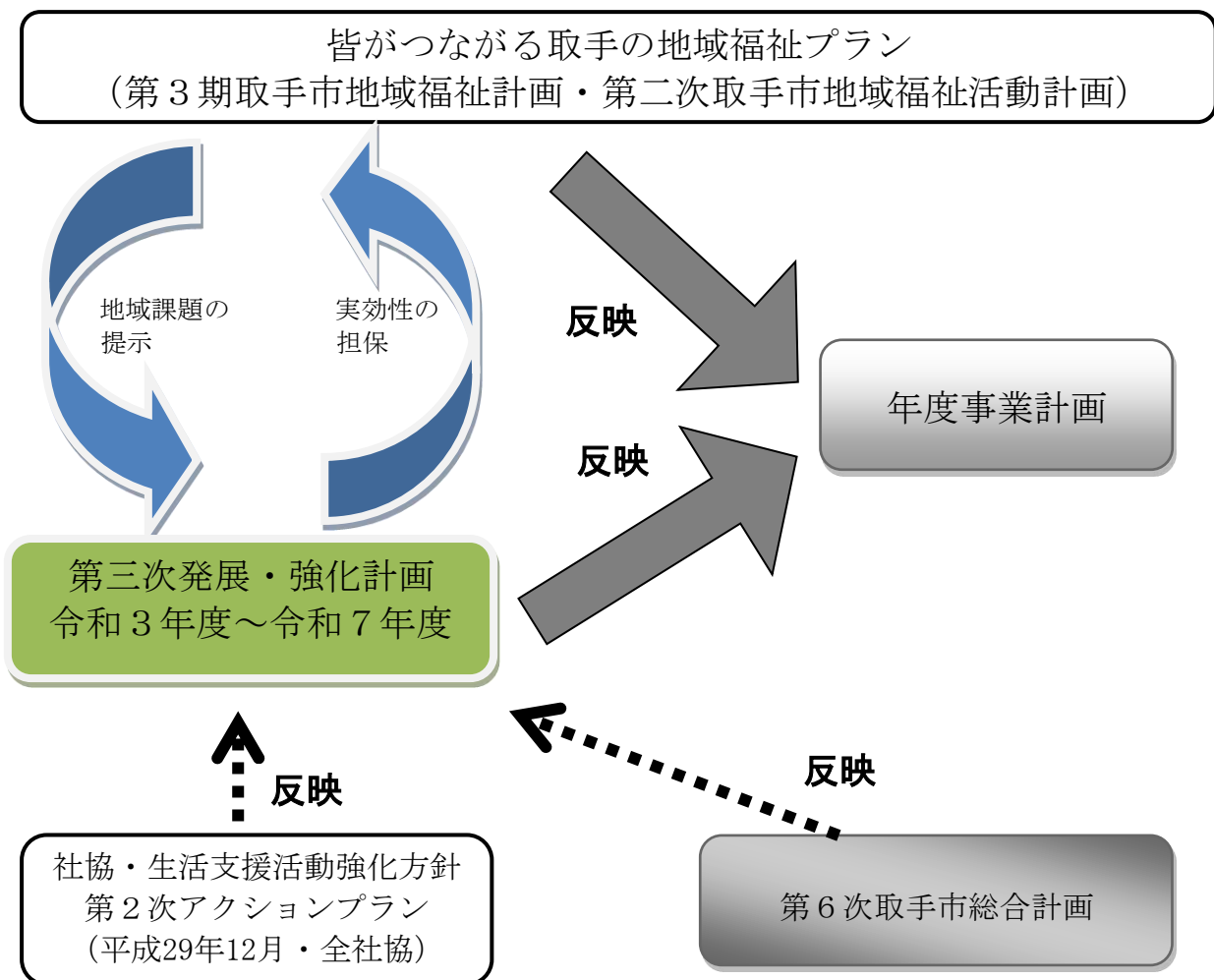
本会の使命や経営理念を明確にし、地域福祉を推進するために必要な人材や財務などの経営面をどう整備するか戦略を立て、計画化するものです。

■ 発展・強化計画の位置づけ

取手市では、行政の立場から地域福祉の政策や制度などを充実させながら、地域福祉を推進していくための仕組みづくりや体制づくりを行う「地域福祉計画」を策定しています。

本会では、住民の立場から地域福祉を推進していくため、地域の生活課題を明らかにし、その解決に向けた民間の自主的な活動や行動のあり方を示した「地域福祉活動計画」を策定しています。

「発展・強化計画」は、地域住民とともに福祉のまちづくりを進めるために、本会に必要な経営や組織基盤に関する計画です。



2 第二次計画の取り組み状況及び評価

■取り組み状況について

第二次計画（平成29年度～令和元年度）は、本会として「第二次発展強化計画」の推進を具体的に実施するための計画として策定しました。

使命及び基本理念のもと、総務係、地域支援係、生活支援係、支所、各施設事業所ごとに基本目標を設定し、各年度ごとに進捗状況进行评估しながら取り組んできました。

この評価は、取手市社会福祉協議会第二次発展強化計画の中で基本施策として掲げられている18事業47の取り組み事項について事業評価を5段階評価で取りまとめたものであり、その達成状況等を整理することで第三次発展強化計画に役立てました。

基本施策に対する評価基準

評価に基準は下記の5段階とする。

評価	達成状況
A	100%達成＝この事業については現段階で目標を達成している。
B	75%達成＝概ね達成に近づいている。
C	50%達成＝事業は進行中であり、次期計画でも継続が必要。
D	25%達成＝事業はスタートしたが、内容の再検討が必要。
E	0%達成＝事業未着手、着手困難。

【総評】

○達成状況（平成29年4月1日～令和2年3月31日までの達成状況）

取手市社会福祉協議会第二次発展強化計画事業評価表

大	中	小		取組み・目標（取組み事項）		評価				
		事業		重点取組み事項		A	B	C	D	E
1. 地域福祉・ボランティア発展のために										
1 地域福祉・ボランティアの発展のために	地域福祉事業	①	地域福祉活動計画の策定	1	第一次地域福祉活動計画の進行管理		○			
				2	第二次地域福祉活動計画の策定及び進行管理		○			
	広報・PR活動	②	助けあいのまちづくりの推進	3	地域への情報の発信		○			
				4	住民相互ネットワークの構築		○			
				5	ボランティア助成金の活用推進		○			
ボランティア	③	ボランティアの活								

	ア支援センターの充実		性化	6	様々な情報発信・充実		○			
				7	講座内容の調査・充実			○		
				8	学校ボランティア拡充			○		
2. 高齢者のために										
2 高齢者のために	介護保険事業所	④	居宅介護支援事業所・訪問介護事業所	9	安定的な運営			○		
				10	相談体制の強化			○		
	高齢者向け施設の運営管理	⑤	老人福祉センターあけぼの	11	関係機関・広報等への情報提供		○			
				12	講座の実施		○			
				13	趣味教室と世代間交流		○			
		⑥	老人福祉センターさくら荘	14	講座の開設			○		
				15	さくらまつりの活性化	○				
				16	さくら荘のPR		○			
	⑦	介護予防拠点施設	17	新しい行事による施設の活性化	○					
			18	広報活動の強化			○			
19	新しい教室の開設			○						
3. 障害者のために										
3 障害者のために	障害福祉サービス事業	⑧	福祉センターつづじ園	20	充実したサービスの提供		○			
				21	利用者工賃の向上	○				
				22	地域との交流		○			
				23	グループホームの安定的な運営				○	
		⑨	福祉センターふじしろ	24	充実したサービスの提供			○		
				25	利用者工賃の向上		○			
				26	地域との交流	○				
		⑩	福祉センターあけぼの	27	支援員の介護技術向上		○			
				28	施設備品設備の整備		○			
				29	大地震等の自然災害発生時の適切な利用者支援		○			
		⑪	相談支援事業	30	事業の効率化			○		
31	新規利用者の増加					○				
4. こども・児童のために										
4 こども・児童のために	こども・児童へのサービス	⑫	こども発達センター	32	指導者の育成		○			
				33	発達相談の充実		○			
5. 住民参加型福祉サービス										
5 住民参加型福祉サービス	住民参加型福祉サービス	⑬	地域で助け合う福祉サービスの発展	34	ボランティアの確保			○		
				35	研修会の開催			○		
				36	ドライバーの増員		○			

6. 生活支援のために										
6 生活支援のために	相談支援事業	⑭	生活福祉資金貸付・法外援護	37	借受人の償還の安定				○	
				38	生活保護受給者の借入人の生活の安定を図る				○	
		⑮	生活困窮者自立相談支援事業	39	職員の資質の向上と他期間との連携				○	
				40	学習支援事業の運営安定のため会議等の機会を設ける				○	
		⑯	成年後見サポートセンター	41	相談員及び生活支援員の質の向上				○	
				42	関係機関との連携				○	
				43	成年後見制度及びセンター事業の普及啓発				○	
7. 法人運営事業										
7 法人運営事業	財源の確保	⑰	自主財源の確保	44	会員増強運動・赤い羽根共同募金運動の金額増加				○	
				45	新たな自主財源確保のための検討・実施					○
	法人運営・組織の体制強化	⑱	法人組織の体制強化・人材育成	46	理事会・評議員・各種委員会の活性化				○	
				47	職員の配置を含めた法人の組織構成				○	
				48	職員の質の向上を目指した人材育成の実施				○	

■第三次計画に向けて

第二次計画は、発展強化計画を推進するために本会が具体的に実施する事業について策定しました。

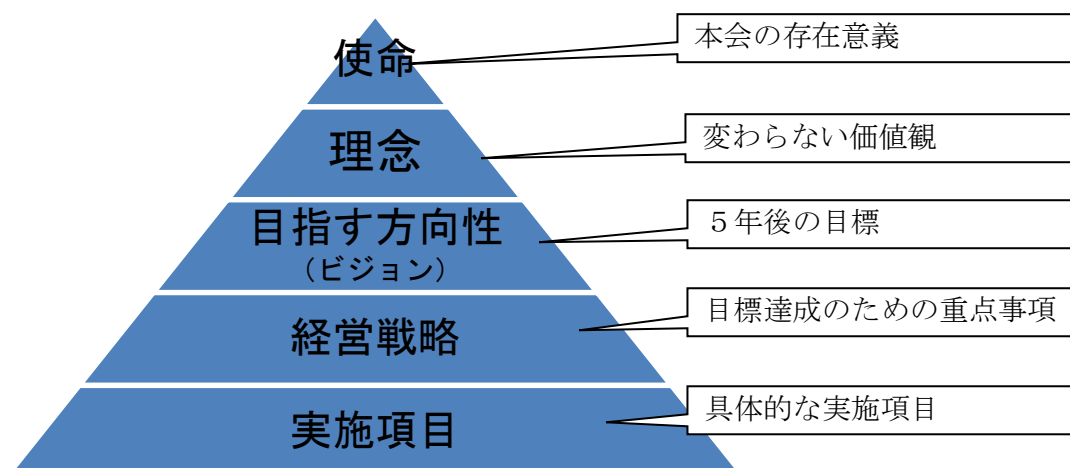
第二次計画を実施する中で課題となった事項については、引き続き実施していきます。

この5年間で、地域のニーズに応じた事業を実施していくためには、経営や組織基盤の強化が非常に重要だと改めて認識しました。

第三次計画では、「人材」「財務」「組織」等、経営に特化した計画を策定し、本会の発展・強化を目指します。

3 計画の体系

■計画の構成



使命と**理念**は、本会が存在する限り不変のものです。

目指す方向性（ビジョン）は、使命と経営理念に向かうため、本計画期間の5年間で取り組むべき目標、5年後に目指す姿で本計画期間を通じ変わらないものです。

経営戦略及び**実施項目**は、経営ビジョンを達成するための5年間における、経営や組織基盤の強化に関する重点的、具体的な取組事項です。定期的に計画の進行管理を行いながら見直していきます。

■使命

社会福祉協議会は、社会福祉法で地域福祉の推進を図ることを定められた社会福祉法人です。

次を本会の使命とします。

使命

市民ひとりひとりが、その人らしく地域で
安心してらせる福祉のまちづくり

■理念

本会は、この使命を達成するための変わることのない組織の価値観として、経営理念を次のとおり掲げます。

理念

地域住民とともに福祉のまちづくりを進めます

理念に込めた思い

本会は設立以来、住民が住み慣れた地域で安心して暮らせるように地域福祉活動に取り組んできましたが、住民の力なしには活動することはできませんでした。いつも地域住民の声を聴き、相談し、協働して進んできました。

本会にとって変わることなく一番大切なものは「地域住民」。

本会はこれからも、地域住民とともに「市民ひとりひとりが、その人らしく地域で安心して暮らせる福祉のまちづくり」を進めます。

■目指す方向性（ビジョン）

地域福祉活動計画を踏まえ、次の3項目を本計画期間の目標とします。

ビジョン1

地域福祉への関心を高め、支え合うまちづくりを推進します

関連する地域福祉活動計画の「市社協の取組」

行動目標2 支えられ、支え合おう 一担い手の育成

- ・新たなボランティア活動の推進、地域への参画
- ・次世代（若者）担い手の育成、拡大

地域共生社会の実現のためには、他人事を「我が事」に変えていくような働きかけが重要です。

そのために必要なことは、地域福祉に関心を持ってくれる人を増やし、その関心を支え合いにつなげていく仕組みづくりです。

関心を高めるため、社協研修や多種多様な福祉教育プログラムの開発などのスキルを持った職員を育成し、それらを支え合い活動につなげる体制を確立していきます。

ビジョン2

住民に寄り添い、解決につなげる総合相談支援体制を充実します

関連する地域福祉活動計画の「市社協の取組」

行動目標3 いろいろな支援を進めよう ー福祉サービスの充実

- ・一人で抱え込まないための相談支援活動の充実

地域での見守り・支え合い活動が進むと同時に、地域の課題等への気づきの機会も増えることになり、気づいた困りごとを受け止めて、解決に向けた支援を行える場が必要になります。

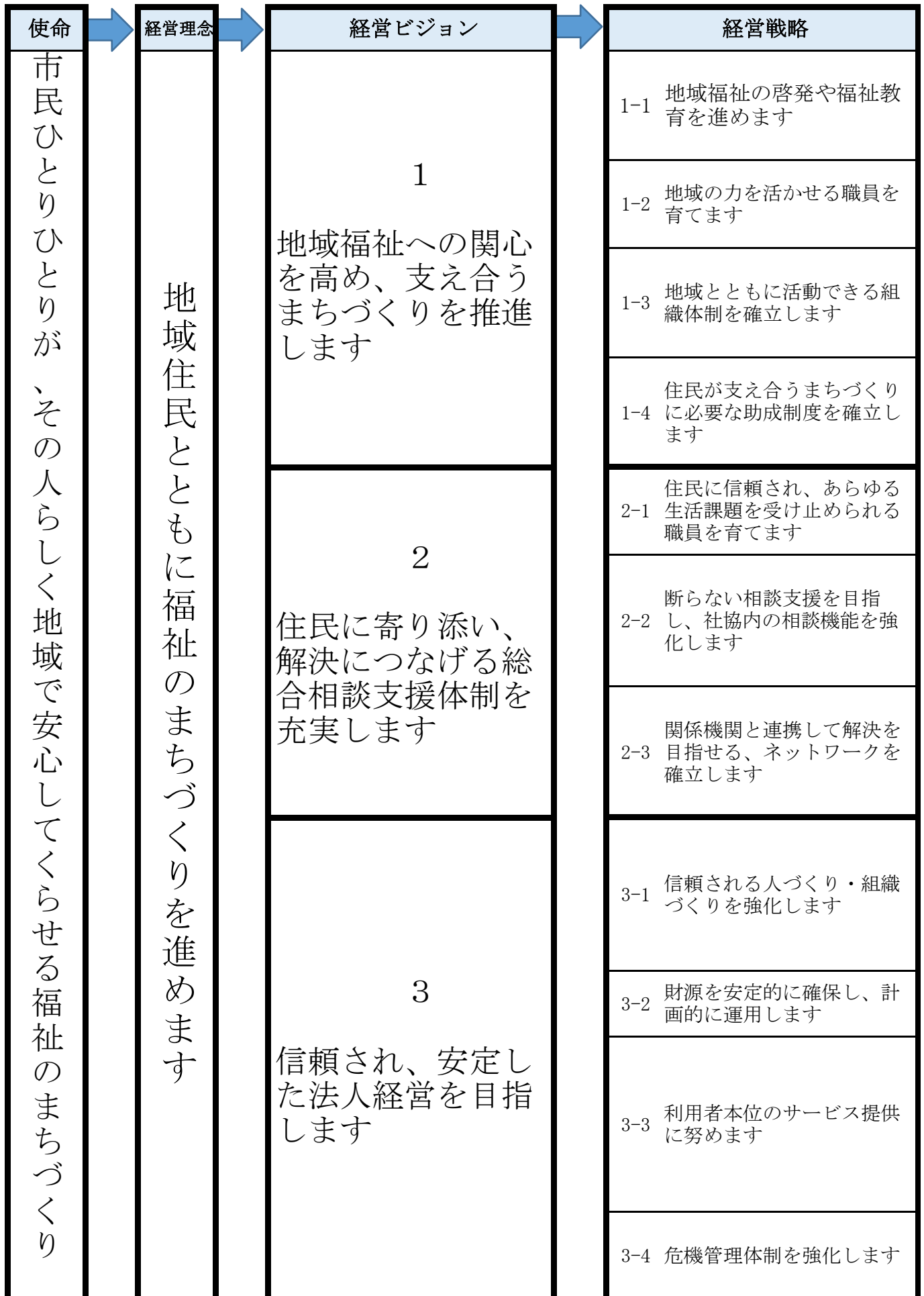
地域では、一世帯における課題が複合化・複雑化したケースが多くなっているため、どの相談窓口でも困りごとを包括的に受け止められる総合相談支援体制が重要となります。

職員の相談援助能力を高めながら、本会の相談支援体制を確立するとともに、関係機関と連携した体制も確立していきます。

ビジョン3

信頼され、安定した法人経営を目指します

地域住民から信頼される職員となるため、十分な専門知識を有するための自己研鑽に励み、誠実ある行動を取り、常にチャレンジし続けることに努めます。そして、社会福祉法人として法令を遵守するとともに、各事業が継続できるよう経営や組織基盤を強化し、信頼され安定した法人経営を目指します。





実施項目	
1-1-1	市民向けの研修会及び広報活動の充実
1-1-2	地域を基盤とした福祉教育の推進
1-2-1	コミュニティソーシャルワーカー、生活支援コーディネーター及びボランティアコーディネーターとしての知識及び技術の向上
1-3-1	本所・支所の機能強化
1-4-1	団体への助成事業の充実
1-4-2	善意銀行、共同募金の効果的な配分と活用
2-1-1	相談業務に必要な知識及び技術の向上
2-2-1	成年後見制度充実に向けた権利擁護体制の構築
2-2-2	生活困窮者支援及びひきこもり支援の相談支援体制強化
2-2-3	専門性を活かした相談窓口の連携
2-3-1	サービス調整会議等の充実に向けた支援
2-3-2	専門職と地域住民が協働する仕組みづくり
2-3-3	関係機関との情報交換会、合同研修会の充実
3-1-1	人事評価制度の有効活用及び職位に応じた人材育成
3-1-2	職位に応じた職員の能力向上
3-1-3	合理的な人員体制の構築
3-1-4	ガバナンスの強化と事業運営の透明性の向上
3-1-5	介護事業の長期的視野に立った健全な運営
3-2-1	効果的な内部留保資金（基金・積立金等）の運用
3-3-1	接遇力の向上
3-3-2	介護事業における対人援助力及び介護技術力の向上
3-3-3	老人福祉センター等利用者の健康づくり・生きがいづくりの充実
3-3-4	障がい者施設利用者の重度化・高齢化・多様化への対応
3-3-5	障がい者施設における総合的な活動の充実
3-4-1	情報管理に関わるリスク対策の強化
3-4-2	福祉避難所開設のための準備を市と連携強化

4 具体的な取り組み

■経営戦略及び実施項目

経営ビジョン 1

地域福祉への関心を高め、支え合うまちづくりを推進します

経営戦略 1-1	地域福祉の啓発や福祉教育を進めます
-------------	-------------------

地域福祉への関心を高めるためには、まず、福祉とは何かを知ってもらうことが必要です。

学校や企業、住民など、多様な対象に合わせた福祉教育や研修会を提供できる体制を整え、地域福祉について知ってもらう機会を増やします。

福祉教育とは

福祉教育は、すべての人がかけがえのない存在として尊ばれ、差別や排除されたりすることなく社会生活の中でともに支え合い、ひとりひとりが生きる喜びを感じることができるよう、「ともに生きる力」を育むことを目標とした教育でもあります。

実施項目

- 1-1-1 市民向けの研修会及び広報活動の充実
- 1-1-2 地域を基盤とした福祉教育の推進

経営戦略
1-2

地域の力を活かせる職員を育てます

地域にあるたくさんの人的資源や組織力を引き出してつなぐことが、さらに大きな力となります。

また、地域福祉活動計画の地区別計画を進めるためには、その進捗管理が重要となります。

地域の力が最大限発揮されるよう、調整しながらまとめていく（＝コーディネート）ことのできる職員を育てます。

実施項目

- 1-2-1 コミュニティソーシャルワーカー、生活支援コーディネーター及びボランティアコーディネーターとしての知識及び技術の向上

経営戦略
1-3

地域とともに活動できる組織体制を確立します

地域福祉を推進するためには、職員が地域の人たちと一緒に活動する必要があります。

そうした職員の取り組みが効果的に機能できる組織体制を確立します。

実施項目

- 1-3-1 本所・支所の機能強化

経営戦略 1-4	住民が支え合うまちづくりに必要な助成制度を確立します
-------------	----------------------------

まちづくり活動を進めるうえでは、運営費も必要となります。

現在もそれぞれのまちづくり事業に対して共同募金等を財源とした助成を行っていますが、多様な活動に対して助成できるような制度を確立します。

実施項目

- 1-4-1 団体への助成事業の充実
- 1-4-2 善意銀行、共同募金の効果的な配分と活用

経営ビジョン2

住民に寄り添い、解決につなげる総合相談支援体制を充実します

経営戦略 2-1	住民に信頼され、あらゆる生活課題を受け止められる職員を育てます
-------------	---------------------------------

相談の第一歩は、相談のしやすさです。

「受け止める」という気持ちで相談者と向き合い、相談相手として信頼されるために必要な幅広い知識や技術を持った職員を育てます。

実施項目

- 2-1-1 相談業務に必要な知識及び技術の向上

経営戦略 2-2	断らない相談支援を目指し、社協内の相談機能を強化します
--------------------	------------------------------------

相談を断らないためには、本会内で広く対応が可能となるよう、相談事業の分野や窓口を充実させる必要があります。

既存の相談事業の充実や新たな相談事業の実施等により、社協内の相談機能を強化します。

実施項目
2-2-1 成年後見制度充実に向けた権利擁護体制の構築 2-2-2 生活困窮者支援及びひきこもり支援の相談支援体制強化 2-2-3 専門性を活かした相談窓口の連携

経営戦略 2-3	関係機関と協力して解決を目指せる、ネットワークを確立します
--------------------	--------------------------------------

本会内の相談機能を強化しても、本会だけでは解決できないことは必ずあります。

受け止めた相談を断らないで解決や支援につなげられるよう、社会福祉法人や専門職を有する関係機関等と協力できるネットワークを確立します。

実施項目
2-3-1 サービス調整会議等の充実に向けた支援 2-3-2 専門職と地域住民が協働する仕組みづくり 2-3-3 関係機関との情報交換会、合同研修会の充実

経営ビジョン 3

信頼され、安定した法人経営を目指します

経営戦略 3-1	信頼される人づくり・組織づくりを強化します
--------------------	-----------------------

職員あつての組織であり、組織体制が整備されていてこそ、職員も成長し続けることができます。

地域住民から信頼され、ともに福祉のまちづくりが進められるよう、職員育成、組織体制を強化します。

実施項目

- 3-1-1 人事評価制度の有効活用及び職位に応じた人材育成
- 3-1-2 職位に応じた職員の能力向上
- 3-1-3 合理的な人員体制の構築
- 3-1-4 ガバナンスの強化と事業運営の透明性の向上
- 3-1-5 介護事業の長期的視野に立った健全な運営

経営戦略 3-2	財源を安定的に確保し、計画的に運用します
--------------------	----------------------

非営利法人である本会は、安定的に財源を確保しなければ継続的な経営ができません。

会費や寄付金、収益事業など自主財源の安定的な確保に努めます。

また、経営ビジョンを計画的に推進するために、それらの自主財源や積立金を有効に活用します。

実施項目

- 3-2-1 効果的な内部留保資金（基金・積立金等）の運用

経営戦略**3-3****利用者本位のサービス提供に努めます**

老人福祉センター（あけぼの、さくら荘）障害者福祉センター（つつじ園、あけぼの、ふじしろ）こども発達センター、介護事業所と、社協では多くの施設や事業所を運営しています。

利用者のニーズを踏まえ利用者の立場に立ったサービスを提供し、持続可能な運営を目指します。

実施項目

- 3-3-1 接遇力の向上
- 3-3-2 介護事業における対人援助力及び介護技術力の向上
- 3-3-3 老人福祉センター等利用者の健康づくり・生きがいづくりの充実
- 3-3-4 障がい者施設利用者の重度化・高齢化・多様化への対応
- 3-3-5 障がい者施設における総合的な活動の充実

経営戦略**3-4****危機管理体制を強化します**

課税免除などの優遇がある社会福祉法人の中でもより公益性の高い本会は、課せられた多くのルールを守らなければ信用を失ってしまいます。

また、毎年のように発生している自然災害に対する備えとともに災害発生時の対応も必要です。

組織を脅かすさまざまな危機への対応力を強化します。

実施項目

- 3-4-1 情報管理に関わるリスク対策の強化
- 3-4-2 福祉避難所開設のための準備を市と連携強化

5 計画の推進

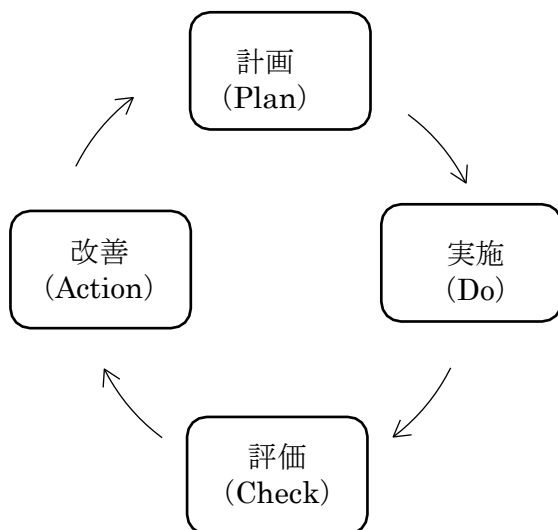
■計画の進行管理

本計画の進行管理は、Plan（計画）、Do（実施）、Check（評価）、Action（改善）を繰り返す PDCA サイクルにより行います。

PDCA は経営戦略ごとに実施します。

最終年度の評価は、実施項目ごとに第二次計画と同じように5段階評価とします。

計画の進行状況の管理は、取手市社会福祉協議会企画委員会が当たるものとします。



P 計画を策定します。

D 計画に基づいて実施します。

C 毎年度末、定期的に評価し、進捗状況を管理します。

A 進捗状況により計画の修正等、計画実行のための改善を行います。

取手市社会福祉協議会企画委員名簿

令和2年度

番号	氏名	役職及び所属	
1	石坂 叡志	理事（副会長）	
2	保科 龍一	評議員 福祉施設（緑寿荘）	
3	諸澤 幸江	ボランティア	
4	岡田 英美	理事 福祉施設（ポニーの家）	
5	宮脇 貞夫	NPO法人 生きる	
6	井田 米子	ボランティア	
7	高橋 章夫	取手市民生委員・児童委員協議会会長	
8	下田 浩	取手市役所社会福祉課長	



取手市社会福祉協議会 第三次発展 ■ 強化計画

令和3年3月
社会福祉法人 取手市社会福祉協議会

〒302-0021

茨城県取手市寺田5 1 4 4 番地の3 福祉交流センター内

電 話 0297-72-0603 (代表)

F A X 0297-73-7179

ホームページ <http://www.toride-shakyo.or.jp>

Eメール shakyo-t@toride-shakyo.or.jp

